

第91号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則中第21項を第22項とし、第20項を第21項とし、第19項を第20項とする。

附則第18項の表中「第18項第1号」を「第19項第1号」に、「第18項第2号」を「第19項第2号」に、「第18項第3号」を「第19項第3号」に改め、同項を附則第19項とする。

附則中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、第15項の次に次の1項を加える。

16 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）についての第16条及び前項の規定の適用については、当分の間、第16条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、前項中「第16条第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第16条第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の4.3」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(島根県水と緑の森づくり税条例の一部改正)

2 島根県水と緑の森づくり税条例(平成16年島根県条例第77号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第19項」を「附則第20項」に改める。

附則第3項中「附則第20項」を「附則第21項」に改める。

附則第4項中「附則第21項」を「附則第22項」に改める。